

## 第5号議案 事業計画及び予算に関する件

### 平成18年度事業計画

#### 1 基本方針

近年の犯罪情勢の悪化に伴い、ある日突然、不条理な事件や事故に巻き込まれる犯罪被害者は増加傾向にあり、これら被害者は、犯罪による直接的な被害のみならず、それに起因する精神的、経済的被害に対して様々な救済を求めている現状にある。

そのため、本センターの初年度事業として、支援員の技能の向上を第一義に考え、組織の基盤整備、体制整備を速やかに進めるとともに財政基盤の確立を図り、被害者等が社会復帰を果たすための各種相談活動、あるいは病院等への付き添い等の直接支援活動を総合的に推進する。

#### 2 事業

- (1) 電話相談活動及び面接相談活動の充実を図る。
  - (2) 社会全体への広報・啓発活動を推進する。
  - (3) 犯罪被害者支援員（以下「ボランティア」という。）の継続研修を実施し、資質の向上に努める。
  - (4) 会員の拡大により、安定した財政基盤を構築する。
- を主要事業として、次の事業を推進する。

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
会務運営	総会	3月5日	津市において開催する。
	理事会	年間	総会前及び必要に応じ開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間	電話相談員（専門相談員、ボランティア）の技能向上を図り適切に実施する。
	面接相談	年間	面接相談員（臨床心理士、弁護士、専門相談員、ボランティア）の技能の向上に努め、適切に実施する。

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
直接支援活動の推進	付き添い支援	年間	被害者等からの依頼により直接支援員（専門相談員、ボランティア）が裁判所、病院等へ付き添い支援を行い精神的負担の軽減を図る。
	日常生活の支援	年間	被害後、間もない被害者等へ直接支援員（専門相談員、ボランティア）が買い物、身の回りの世話等を実施する。
ボランティアの育成・養成	養成講座	9月~10月	新規ボランティア養成講座を開催する。
	研修会	年間	ボランティアの意識、技能の向上を図るため、被害者、部外講師を招き適宜開催する。
相談体制の充実	専門相談員の委嘱	年間	相談業務の充実を図るため、専門相談員（臨床心理士、弁護士）を委嘱するなど体制の整備に努める。
	代理被害の防止	年間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを適宜実施する。
広報啓発活動	広報活動	3回	機関誌を発行し会員等へ業務内容、活動状況を報告する。
		年間	ポスター、リーフレット等を作成、配布し、事業内容の広報に努める。
	啓発活動	年間	講演会等への講師派遣を通じて、犯罪被害者等の現状及び活動の状況等の周知を図る。
		6月	シンポジウム等を開催し県民の被害者支援の意識高揚を図る。